箱根町景観施策推進会議第 14 回会議 次第

日時:平成24年8月2日(木)

13:30分から14:25まで

場所:分庁舎4階 第7会議室

- 1 あいさつ
- 2 議題

景観計画実施計画のとりまとめについて

箱根町公共サインガイドラインの運用について

その他

箱根町景観施策推進会議第 14 回会議 資料目録

箱根町景観計画(概要版)…資料1

箱根町景観計画 実施計画 平成 23 年度実施状況報告書...資料 2

平成 24 年 8 月 2 日(木) 日時

13 時 30 分から 14 時 25 分まで

場 所 分庁舎4階 第7会議室

出席者

会議メンバー:7名(1名代理出席、1名欠席)

都市整備課:清水課長、勝又主任主事、大木主任主事

議題、会議概要等

都市整備課長のあいさつの後に、事務局から景観計画の概要について資料1を踏まえ説明した。ま た、本会議の今までの取り組みについて説明した後に、議題に入っていったものである。

1 景観計画実施計画のとりまとめについて

資料 2 の箱根町景観計画 実施計画 平成 23 年度実施状況報告書に基づき、事務局から説明し、 その後、協議したものである。

2 公共サインガイドラインの運用について

今年の3月に策定した、公共サインガイドラインの運用について、サインを作成する際にガイドラ インの整備方針を遵守するようメンバーに再確認した。

運用していく上で検証していかなければならないので、次回会議までに、各構成員にて所管課で公 共サインを作成する際に、ガイドラインに則り作成し検証していくこととなった。

ある程度の期間が必要なので、年明け頃を目途に次回会議を開催する予定となった。

検証期間中、サインを作成する際には、都市整備課に相談するようお願いしたものである。

3 その他

景観施策に係る事項について、情報交換をおこなったものである。

箱根町景観施策推進会議 第 14 回会議 会議録

斜体は事務局

が作品学切り	
議題	景観計画実施計画のとりまとめについて
事務局からの説明 (大木主任主事) 資料 2	平成 23 年度の取り組みの概要としては、主に「箱根町公共サインガイドライン」の策定について取り組んだ他、適切な事務手続きのための環境整備や、町民等と連携した景観まちづくりの推進及び景観関連事業の着実な推進に努めた。 推進体制は、本会議にて景観施策の調査、研究、企画立案及び景観計画の進行管理に関することを所掌しており、平成 23 年度には第6回会議を開催し、主として「箱根町公共サインガイドライン」の策定に向けて調査、研究を進めた。 その他、方針と対象事業及び計画推進のための方策の確認をしたものである。
協議	景観計画実施計画の事業の見直しは、今後どのように行っていくのか。例えば「芦ノ湖沿岸散乱ごみ回収業務委託事業」は、今後行う予定のない事業ですが、継続し掲載されているので実施結果及び実施予定が、ずっと「無し」としか書くことができない。《環境課》 今年度のとりまとめで、新規事業及び廃止事業を精査し、最終報告の段階で、5年間での新規事業及び廃止事業等の区分けが分かるようにまとめて報告するように調整する。
議題	公共サインガイドラインの運用について
事務局から説明	今年3月に施行した公共サインガイドラインであるが、その際に各課等に意見照会はしたものの、運用していく上で不都合が生じる場合があると思うので、ガイドラインに則って作成した公共サインについて検証していかなければならないと考える。 各課において、公共サインを作成する予定があるか伺いたい。 特に意見なかったもの 突発的に作成する必要が生じたり、今後、計画が立てられたりすることもあるかと思う。町が先導的に景観の取り組みをしていく上で、公共サインに対する取り組みは、対外的にも目立ち影響力があるので、公共サインガイドラインに則って作成いただきたい。その際は、是非都市整備課に相談もいただきたい。 今年一年は、公共サインガイドラインを検証していく年にしていきたい。最終的に、どのような成果があったのか、又どのような不具合が生じ

たか報告をいただきたいので、作成したサインについて作りっぱなしにならないよう気を付けていただきたい。報告は、本年度第2回の会議にすることとし、時期としては年明けくらいを予定したいがよろしいか。

特に異議なかったもの

報告する書式等については、追って通知することとした。

今年度になってから作成し、ハイキングコースに設置した注意看板を今回持ってきました。突発的なもので、業者に発注する予算もなかったので、自前で印刷したものをラミネート加工し、こげ茶色に塗った板に張り付け設置しました。支柱や盤面は、自前にてペンキで色を塗ったのでガイドラインで指定している色彩にはできなかった。《観光課》

そのサインについては事前に相談いただき、印刷した表示面については、色彩、書体等をガイドラインで定めているものにしていただいた。支柱などについては、自作で作成する場合にはどうしても限界があるので、仕方のない部分もあるが、極力基準に合わせて欲しい。業者に発注する場合は、ガイドラインの基準を遵守し作成いただきたい。

せっかくガイドラインに従って作成しても、その後のメンテナンスにより、朽ち果てたり破損したりすることもあるので、そのような事もないよう注意して点検して欲しい。

現在、企画課でジオパーク構想に取り組んでおり、設置する案内板等について何回か相談があった。他市町村を含む広域の取り組みなので、箱根町の公共サインガイドラインを 100%活用するのも難しいと思うが、何かあったら再度相談いただきたい。

環境課は、注意看板等を作成する機会が多かったが、ガイドライン策定 後に作成はしていませんか。

特には作成していません。《環境課》

ガイドラインと直接関係あるか微妙であるが、「猫への餌やり禁止看板」について、設置場所の近所の方から意見があった。禁止していても一向に 止める様子がないので、文言をもう少し厳しい表現にできないかというも のであった。《上下水道温泉課》

文言については、ガイドラインの基準にはないが、公共サインの趣旨に 則り誰が見ても分かりやすい内容に精査して掲出願いたい。

議題

その他

平成 24・25 年度事業で、大平台にある第 2 配水地の増築の計画がある。 規模は小規模であるが、建物の形状や色彩について、景観計画に定める基 準に合わせる必要があるか。《上下水道温泉課》

先に申し上げたとおり、町が景観施策の先導的な役割を担っていく上で、小規模で景観計画の届出対象でなくとも、景観計画の基準を満たしてほしい。確か当該地は、自然公園法の特別地域だと認識している。もしそうであれば、景観計画の届出でなく環境省へ許可申請が必要になるかもしれない。

昨年度、ガイドラインの素案について話し合っているときに、運用マニュアルを作成する話が出ていたがどうなったのか。《環境課》

そのような話もありましたが、文字の大きさや比率…余白を cm設ける…等こと細かく決めてしまうと繁雑になってしまい、上手く運用できなくなる恐れがある。その点も、今後検証していく上で、サインを作成する際に、本当にそこまで細かい決まりが必要か否か含めて検証願いたい。

自作でサインを作成したときに、現在の公共サインガイドラインの基準にある「文字の大きさ」などは、示されている範囲にかなり幅を持たせてあり、非常に使いやすかった。《観光課》

3月に郷土資料館の案内看板を作成する際に、色彩等をガイドラインの 基準に合わせて作成したが、基準に合わせることによって目立たなくなっ たという声もある。我々は、ガイドラインが策定され、これから運用して いくという意識があるが、町民の方々にあまり浸透していないようなの で、広く周知していればこのような事は少なくなるのではないか。

《生涯学習課》

確かに、運用していくのが町なので、策定したときに記者発表などしたが、あまり周知は行き届いていなかったと思う。根本的な話になってしまうが、箱根町全域の屋外広告物に対して自然公園法の基準が適用されるのはご存じだと思う。ガイドラインは、自然公園法の基準を踏まえ策定したものなので、ガイドラインに従わなくても、自然公園法の許可申請をしなければならず、色彩についてはあまり変わらないものになると思う。

そう考えると、そもそも町民の方々の屋外広告物の制限に対する認識が 少ないと思うので、ガイドラインの周知と合わせて、屋外広告物に関する 自然公園法の基準なども発信していきたい。

湯本駅近辺などに多く見られる、電飾看板なども当たり前のように設置されているが、箱根町は全域禁止されている。環境省及び県土木の職員が規制を周知するため、屋外広告物のパトロールを実施しているが、町民の方々は屋外広告物に関する制限などを知らないでいるのだと思う。

観光課で作成いただいた、ガイドラインの基準で作成した注意看板では、ハイキングコース上では、目立たないかもしれないし、少し変わった 色彩で逆に目立つかもしれない。最近、町内のコンビニエンスストアも茶 色の看板を掲出してくれているが、かえって新鮮で目立ったりする。人そ れぞれ色彩等はとらえ方が違うけれども、ガイドラインを運用していき箱 根カラーとして浸透していけばいいと思う。